

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 6 月 27 日

シャープ株式会社
堺ディスプレイプロダクト株式会社

2022年6月27日

株式交換に係る事後開示事項

大阪府堺市堺区匠町1番地
シャープ株式会社
代表取締役 呉 柏 勲

大阪府堺市堺区匠町1番地
堺ディスプレイプロダクト株式会社
代表取締役 邱 啓 華

シャープ株式会社（以下、「シャープ」といいます。）と堺ディスプレイプロダクト株式会社（以下、「SDP」といいます。）は、2022年5月31日付で両社間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）に基づき、2022年6月27日を効力発生日として、シャープを株式交換完全親会社とし、SDPを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年6月27日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

SDPは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2022年6月6日付で、SDPの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるシャープの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりシャープに移転した S D P の株式の数は、S D P の発行済株式総数 4,198,000 株からシャープが所有する S D P の株式 839,600 株を除いた 3,358,400 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) シャープは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をシャープに通知したシャープの株主は 2 名であり、その反対に係る株式の数は 31,163 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

(2) S D P は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 5 月 31 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) シャープは、本株式交換により、基準時の S D P の株主（ただし、シャープが保有する S D P の株式を除きます。）に対して、その所有する S D P の普通株式 1 株につきシャープの普通株式 11.45 株の割合をもって、シャープの普通株式を割当交付いたしました。なお、シャープが割当交付した普通株式の合計は 38,453,680 株です。

(4) 本株式交換に伴い増加するシャープの資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0 円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従いシャープが別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0 円

以上